りそな健康保険組合が保有する個人情報の利用目的の公表について

りそな健康保険組合（以下「当健康保険組合」という。）におきましては、被保険者やその家族（以下「加入者」という。）からいただいた各種届出や申請書などに記載されている個人情報、医療機関等に受診された際に医療機関等から当健康保険組合に請求される「診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）」に記載されている個人情報、健康診断を受けられた際の健診結果数値等の個人情報を基に、個人情報データベースを作成し、以下のような健康保険事業に利用いたします。

当健康保険組合の個人情報の利用目的は、大きな意味では、健康保険法に定める「加入者の業務災害以外の疾病、負傷もしくは死亡または出産に関する保険給付を行う」ことを目的とし、「加入者の健康の保持増進のために必要な事業を行う」ことになります。

また、健康保険組合はレセプトや健診データなどの医療情報やその他の個人情報を数多く取り扱っており、加入者の信頼を必要とする事業に該当するため、厚生労働省が示したガイドラインにおいて、より詳細で限定的な目的とすることが望ましいとされております。

したがって、当健康保険組合におきましては、個人情報の利用目的や利用方法について、次のように公表いたします。

1　適用関係の各種届出の取り扱いについて

・当健康保険組合加入時の「被保険者資格取得届」、「被扶養者（異動）追加削除届」の記載事項（保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所、報酬月額等）を中心に入力処理することによって、加入者台帳など「マスターデータベース（以下「マスター」という）」を作成し、健康保険業務全般に利用します。

・「被扶養者（異動）追加削除届」の提出に際して、課税・非課税証明書、在学証明書などの収入等判定書類によって、認定を行います。

・「被保険者資格喪失届」の提出に際しては、返還いただいた健康保険被保険者証をチェックの上、廃棄処分します。

・「マスター」に登録されているデータに変更や追加があるときは、適用関係に関する変更・訂正届出により、データの変更等を行います。

・「マスター」を用いて、給付データ、レセプトデータ、健診データ等と連動させて、給付の支払い等のチェック、医療費通知、各種保健事業実施のための対象者抽出や加入者の連絡等に利用します。

・「マスター」の住所、氏名等の連絡先を用いて、当健康保険組合の資格喪失後も必要に応じて、届出等に記載された連絡先にご連絡することがあります。
・医療機関や他の保険者（区市町村、年金事務所を含む）から資格喪失か否かなど保険診療の照会があった場合、相手先確認の上、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日等により、有資格者か資格喪失者かについて回答します。
・資格喪失者の資格喪失後の受診などが疑われる場合、他の保険者や医療機関との重複給付調整のため、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日等について、他の保険者等に照会し確認します。
・「算定基礎届」「月額変更届」によるデータを「マスター」に取り込み、保険料（調整保険料、介護保険料を含む）の徴収を行います。また、届出の際に、事業主に給与・賞与台帳等の提出を求め、チェックします。
・紙で提出された「算定基礎届」等のデータ化を「株式会社オークス」に委託しています。
・「マスター」作成及び入力処理の一部、被扶養者調査票の作成等を健康保険業務システム業者「一般財団法人関西情報センター」に委託しています。

2　現金給付等の給付関係申請書類の取り扱いについて
・業務処理コンピューターにデータを入力し、申請内容をチェックし、適正な給付決定処理を行います。
・給付記録をデータ入力保存し、以降の申請チェックに用います。
・出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求者について、他の保険者との重複給付調整の必要上、他の保険者に「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日などを照会し、給付決定します。
・他の保険者から出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求の有無について照会があった場合、相手先確認の上、申請、給付の有無について回答します。
・傷病手当金の請求者について、レセプトデータを用いて確認し、場合によっては主治医に治療状況等を確認又は訪問調査し、給付の決定を行います。

3　レセプトの審査について
・社会保険診療報酬支払基金よりＣＳＶ情報で請求されたデータを、当健康保険組合の

業務処理コンピューターに取り込み、チェックを行います。

・レセプト審査を委託している「株式会社オークス」にデータを提出し、請求内容に疑義があるものについては、社会保険診療報酬支払基金に対し再審査を依頼します。
・再審査依頼の中で、資格喪失後の受診が疑われる場合は、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、保険証の記号番号、氏名、生年月日、資格喪失日、受診日等を伝え、確認を取ります。
・同様に、高額療養費の支給が予想される患者の公費負担や自治体医療費助成の有無等について、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、保険証の記号番号、氏名、生年月日などを伝え、確認を取ります。
・レセプトデータの分析を行い、当健康保険組合の医療費適正化対策に利用するとともに、健康診断後の保健指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出等に利用します。
・レセプトデータを基に、同月内に複数の医療機関に受診されている加入者を抽出し、指導を行います。
・レセプトデータを用い、高額療養費、付加給付（一部負担還元金、合算高額療養費付加金、家族療養費付加金）の支給決定を行います。
・レセプトデータを参考に、傷病手当金の支給決定を行います。
・レセプトデータを参考に、柔道整復療養等の療養費、第二家族療養費の支給決定を行います。なお、柔道整復施術療養費申請書等については、「株式会社オークス」にデータ・画像入力、点検・照会業務等を委託しています。
・レセプトデータを参考に、埋葬料、家族埋葬料の支給決定を行います。
・開示請求の際にも、そのレセプトデータを出力し、対応します。なお、本人以外の場合は、開示請求手続きに則り、認められた者のみに開示します。
・レセプトデータを基に、医療費通知や保険給付金の支給通知の作成を健康保険業務システム業者「一般財団法人関西情報センター」に委託し、加入者に送付します。
・交通事故等第三者の行為によって保険診療を受けた場合は、損害保険会社に当該患者のレセプトのコピーを医療費の証明として提出します。
・健康保険組合連合会が実施する高額医療給付の共同事業に申請するため、レセプトコピーとその内容の一部を記載した申請書を健康保険組合連合会・交付金交付事業グループ・高額医療担当に送付し、医療費の助成を受けます。
・複数の組合によるレセプト点検研修会の事例とするため、個人情報を消した上で、教材として用います。

4　健康診断ならびに健保人間ドックの実施について

・健康診断については、「社団法人日本予防医学協会」「健康保険組合連合会及び同機関提携健診機関」に業務委託し、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所データを利用資格の確認や健診結果の送付に利用します。

・健保人間ドックの申込については、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所データ等による資格確認を行い、「提携医療機関」へ提出する利用券を発行します。

・健康診断の結果数値については、健診受託業者から受け取ったデータを、当健康保険組合の業務処理コンピューターに取り込み、健康診断後の特定保健指導等に利用します。

・健保人間ドックの結果数値については、提携医療機関から受け取ったデータを、当健康保険組合の業務処理コンピューターに取り込み、インセンティブの支給や特定保健指導等に利用します。

・特定保健指導については、「株式会社エス・エム・エス」に業務委託しており、対象者の結果数値等を提出します。

・保健指導ライトコースについては、「株式会社保健支援センター」に業務委託しており、対象者の結果数値等を提出します。

・重症化予防受診勧奨制度については、「株式会社法研関西」に業務委託しており、対象者の結果数値等を提出します。

・健診結果データを「マスター」に保存し、今後のデータと比較することによって、健康管理事業や保健指導の参考資料とします。

5　その他保健事業の実施について

・郵便による大腸がん検診・子宮頸がん検診については、「メスプ細胞検査研究所」に業務委託しており、申込手続の資格確認に「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所データ等を利用します。

・家族健康診断、乳がん検診、子宮がん検診、頭部 MRI・MRA 検査、胸部 CT 検査、インフルエンザ予防接種については、提出された領収書（原本）や検査結果等の報告書（写し）により、補助金の支給決定を行います。

・家庭用常備薬については、申込書を家庭用常備薬斡旋業者「株式会社あまの創建」に

提出し、常備薬の配送を行います。

6　役職員人事関係データ及び組合会議員名簿、事業所担当者連絡先等について

・組合役職員の就任・採用に関する書類は、使用後、厳重に保管します。
・役職員の報酬に関する書類は、厳重に保管し、源泉徴収等の処理に用います。
・人事考課等の書類は、厳重に保管し、人事異動などの際に用います。
・組合会議員名簿、理事名簿は組合会、理事会の開催時等の連絡に用います。
・事業所担当者連絡先等については、健康管理事業推進委員会やその他個別の業務連絡などに用います。

7　特定個人情報について

特定個人情報とは、個人番号（通称マイナンバー）（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む）をその内容に含む個人情報を指します。

特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）により、行政機関等の行政事務を処理する者の間で情報連携を実施する（例：健保組合の扶養認定に際し、市町村より課税・非課税情報の提供を受ける）等、利用範囲が定められており、番号法で定める利用範囲において特定した利用目的を超えて、利用しません。

なお、上記1、2における届出については、個人番号が付されて特定個人情報となる場合があり、1、2 で定める利用目的や利用方法で使用する場合は番号法に定める利用範囲外となる虞があるため、個人番号をマスキング、削除する等の措置を講じます。

8　個人情報の保管・廃棄・消去について

・各種届出、申請書類、レセプト等の紙に記載された個人情報については、処理終了後、当健康保険組合の文書保存規程に則り、規定保存年数まで執務室のキャビネットまたは倉庫に保管存し、確認等の必要がある時以外は保管場所から持ち出さないこととします。
・紙以外の媒体による個人情報については、システム等運用管理規程に則り、適正に保存管理を行います。
・規定の保存年数を経過した個人情報や処理が終わり不要となった個人情報の廃棄に

ついては、紙の書類は読みとれない大きさに裁断します。また、大量個人情報は「大和紙料株式会社」に委託し、溶解処理を行います。

・外部記憶媒体の廃棄については細断粉砕し、リース期間経過後のパソコン等については「JB サービス株式会社」に委託してデータ消去を行います。

なお、当健康保険組合が保有する個人情報については、当健康保険組合が実施する健康保険事業以外には用いません。

別表１　健康保険組合等が保有する個人情報の例

個人情報の種類	情報の内容
適用関連	・保険者番号及び被保険者等記号・番号、氏名、生年月日、性別、個人番号 ・資格取得・喪失日、報酬・賞与実績、被扶養者有無、前年度収入額 ＊被扶養者の場合、上記に加え被保険者本人との生計維持関係を示す情報（続柄・同居有無等） ＊任意継続被保険者の場合、上記に加え住所所在地等連絡先
保険給付関連（現物）	・診療報酬明細書（レセプト）記載情報 【診療年月日・日数、受診医療機関名称・所在地、傷病名、診療内容、医療費等にかかる情報】
保険給付関連（現金）	・療養費、移送費関連 【治療用装具内容・装着日、柔道整復師・あんま・はり・きゅう・マッサージ師等にかかる情報、移送経緯・費用、その他申請理由等】
	・傷病手当金関連 【傷病名、労務不能期間、労務不能期間中の報酬額、年金受給額、出勤状況、医師の意見にかかる情報】
	・出産手当金・出産育児一時金関連 【出産日、出勤状況、休業期間中の報酬額、出産への処置にかかる情報】
	・埋葬料（費）関連 【死亡年月日、埋葬に要した費用、請求者にかかる情報】
保健事業関連	・健康診査、保健指導関連（特定健康診査・特定保健指導・事業所とのコラボヘルスを含む） 【受診年月日、健診機関名称・所在地、健診・問診結果、指導結果】

別表２　健康保険組合の通常業務で想定される主な利用目的

1．被保険者等に対する保険給付に必要な利用目的

【健康保険組合の内部での利用に係る事例】

・被保険者資格の確認、被扶養者の認定並びに健康保険被保険者証の発行管理

・保険給付及び付加給付の実施

・番号法に定める利用事務

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

・高額療養費及び一部負担金還元金等の自動払いにおける給与口座（事業主）への支払い

・一部負担還元金等支給に係る医療費助成等の確認

・第三者行為に係る損保会社等への求償

・健保連の高額医療給付の共同事業

・番号法に定める情報連携

・被保険者等の資格等のデータ処理の外部委託

2．保険料の徴収等に必要な利用目的

【健康保険組合の内部での利用に係る事例】

・標準報酬月額及び標準賞与額の把握

・健康保険料、介護保険料、調整保険料の徴収

3．保健事業に必要な利用目的

【健康保険組合の内部での利用に係る事例】

・健康の保持・増進のための健診、保健指導及び健康相談

・特定健診、保健指導の実施

・健診結果に対する補助金の支給

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

・特定健診、保健指導の実施状況管理及び国への報告

・保健指導、健康相談の委託

・医療機関への健診の委託

・コラボヘルスの一環である健診結果の事業者への提供

・被保険者等への医療費通知

4．診療報酬の審査・支払に必要な利用目的

【健康保険組合の内部での利用に係る事例】

・診療報酬明細書（レセプト）等の内容点検・審査

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

・レセプトデータの内容点検・審査の委託

・レセプトデータの電算処理のためのパンチ入力、画像取込み処理の委託

【審査支払機関への情報提供を伴う事例】

・オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための加入者情報の提供

・オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための再審査請求に係る加入者情報の照会及び提供

5．健康保険組合の運営の安定化に必要な利用目的

【健康保険組合の内部での利用に係る事例】

・医療費分析・疾病分析

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

・医療費分析及び医療費通知に係るデータ処理等の外部委託

・健康保険組合連合会本部における医療費分析事業への参画

6．その他

【健康保険組合の内部での利用に係る事例】

・健康保険組合の管理運営業務のうち、業務の維持・改善のための基礎資料

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

・第三者求償事務において、保険会社・医療機関等への相談又は届出等

7．特定個人情報

番号法第 19 条第 7 号において定められた他の医療保険者又は行政機関（以下「他機関」という。）との情報連携における利用目的

【組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合】

・傷病手当金、高額療養費等保険給付審査事務にかかる給付情報等

・高齢受給者負担区分判定等にかかる課税・非課税情報

・被保険者資格取得事務にかかる他機関における資格情報

・被扶養者認定事務にかかる課税・非課税、住民票関係情報等

【他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合】

・高額療養費、出産、葬祭関連給付等、他機関の給付事務にかかる組合における保険給付関連情報

・資格取得、被扶養者認定等、他機関の資格確認事務にかかる組合における資格取得、被扶養者資格関連情報

8．オンライン資格確認等システムの利用に係る利用目的

【他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合】

・被保険者等の資格関連情報及び特定健診データの登録

【組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合】

・特定健診データ